

特定秘密保護法案の閣議決定に抗議する

2013年10月25日 日本平和委員会

本日、安倍内閣は、広範な国民の反対の声を無視して、特定秘密保護法案を閣議決定した。我々は、この暴挙に厳しく抗議するとともに、広範な団体、個人と力をあわせ、基本的人権と民主主義を踏みにじる法案を廃案に追い込むため、全力をあげる決意を表明するものである。

政府与党は国民の強い反対を意識して、「基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない」「国民の知る権利の保障に資する報道または取材の自由に十分に配慮」などの文言を法案に入れたことによって、言論・表現の自由、国民の「知る権利」は守られるなどと宣伝している。しかし、法案の構造そのものが民主主義の根幹をなす「国民の知る権利」を踏みにじるものとなっていることに変わりはない。

本法案は、行政機関の長が勝手に「安全保障に著しい支障を与える恐れがある」と判断したものを「特定秘密」として指定し、国民の目から覆い隠そうとするものである。そしてそれを内部告発することもふくめ、「漏えい」する者、「取得し」明らかにしようとする者を、最高懲役10年の厳罰に処するものである。さらにその未遂、共謀、教唆、煽動の行為も厳罰に処せられる。こうして政府の公表したもの以外は「見るな、聞くな、しゃべるな、調べるな」という、国民の言論・表現・報道の自由、「知る権利」を根本から蹂躪する体制をつくらうとするものである。出版・報道の「業務に従事する者の取材行為」でさえも、「もっぱら公益をはかる目的を有し、かつ、法令違反または著しく不当な方法によるものと認められない限り」という限定された活動だけが許されるのである。法案は秘密の保護を国会議員にも強要し、国会の上に軍事上の利益をおき、国会の国政調査権を著しく制約するものになっている。また、秘密を扱う者の「適性評価」制度を設け、職員の徹底したプライバシーの調査を行い、政府のいいなりにならない者を排除する、息苦しい社会をつくるものである。

こうした体制の恐ろしさは、これをつくらうとしている自民党政府が、戦後一貫して、秘密のうちに危険な日米軍事同盟体制、戦争態勢づくりを推進してきたことに示されている。自民党政府は核兵器の日本への持ち込みを容認する日米核密約、有事の際の指揮権を米軍が握る密約、自由出撃の密約、米兵犯罪の裁判権放棄に関する密約はじめ、無数の日米密約や秘密合意を結び、憲法の平和原則を蹂躪した対米従属的な日米軍事同盟体制を推進してきた。名古屋高裁で米軍の武力行使と一体化した憲法違反の行動と断罪されたイラクでの自衛隊の輸送活動の内容も、徹底して秘密にされてきた。こうした秘密のベールに覆われた日米軍事同盟の実態は、革新政党や平和運動家、研究者やジャーナリストの追及と調査、元政府関係者や自衛隊関係者の内部告発などによって次第に明らかにされてきたが、今後はこうした密約や秘密合意はすべて「特定秘密」に指定され、いっそう厚いベールに包まれ、これを明らかにしようとする行為が犯罪の対象とされるおそれがある。

この特定秘密保護法案は、いま安倍政権がすすめようとしている、明文・解釈改憲による憲法改悪、集団的自衛権行使によるアメリカとともに海外で戦争できる国づくりの動きと一体のものである。このことは、「戦争する国づくり」の司令塔づくりの「国家安全保障会議設置法案」と一体のものとしてすすめられていることにも示されている。10月3日の日米安全保障協議委員会の共同発表文書でも、米側は「情報保全の強化により、両国間の情報共有が質量双方の面でより幅広いものとなり続ける」と秘密保護法案の動きを歓迎している。

我々は、国民の目、耳、口をふさいで、憲法破壊の日米軍事同盟強化、「戦争する国づくり」をすすめるこの秘密保護法案を廃案に追い込むために、全力をあげて奮闘する決意を、ここに改めて表明するものである。